

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 (吉田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日、令和7年1月17日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・吉田集落の農家数は66戸で、内、45戸が水稻経営を行っている。
 ・集落では吉田農事組合が組織されている。組合の役員数は7名で、水稻基幹作業(耕耘、田植え、収穫、乾燥調製)を担っている。(所有機械:トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機6台等)
 ・意向調査回答者66名の内、41名(62%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、65名中18名が、規模縮小、離農の意向を有しており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用について検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)品種は、キヌヒカリ、ヒノヒカリとする。
 ・今後も引き続き、個別経営を基本とし、空き農地が発生した場合は、地域内や周辺地域の規模拡大志向農家への集積を図る。
 ・農事組合では、引き続き、家族内労力や農業機械の更新に課題ある個別農家に対し、基幹作業の請負を行う。
 ・農事組合のオペレーターも高齢化が進んでいるため、今後、若手農業後継者に大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、組合オペレーターとして将来の担い手を育成する。
 ・今後、空き農地が発生した場合の農事組合の対応として、まとまった農地を効率的に作業請負できる運営方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じ、営農組織や規模拡大志向農家等の担い手を中心に集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う利用権設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備はすでに完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、吉田地区で新規就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れられるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない、育苗や病害虫防除、乾燥調製はJA兵庫みらいに、収穫作業をJA兵庫みらいアグリサポートに委託する。また、吉田農事組合による基幹作業(耕耘、田植え、収穫、乾燥調製)をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③吉田農事組合において、農業機械導入を行う際は、作業の省力化、合理化を図るため、スマート機器の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。